

ライフジャケット 貸出要領

1. 目的

ミズベリング松江協議会が所有するライフジャケット（以下「物品」という。）の貸し出しについて、必要な事項を定めるものとする。

2. 貸出機関

貸出機関はミズベリング松江協議会（事務局）とする。

3. 貸出物品

貸出物品は、以下のとおりとする。

- ア 子ども用ライフジャケット Mサイズ 15 着
- イ 子ども用ライフジャケット Sサイズ 15 着
- ウ 大人用ライフジャケット 10 着

4. 貸出対象者及び使用区域

貸出対象者は、水辺の利活用又はにぎわい創出を目的とした催事等を行う個人又は団体とし、物品の使用区域は、松江市内に限定する。

5. 貸出方法等

- (1) 物品の貸出を希望する者（以下「貸出希望者」という。）は、ライフジャケット貸出申請書（様式1、以下「申請書」という。）を貸出機関に提出するものとする。
- (2) 貸出機関は、前項による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、貸出希望者に対して物品を貸出すものとする。なお、同一時期に複数の申込みがあった場合は、先着順とする。
 - ア 物品の正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき
 - イ 法令又は公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき
 - ウ 物品を営利目的で別の第三者に貸出や使用するおそれのあるとき
 - エ その他、貸出機関が物品の貸出について不適當であると認めるとき
- (3) 貸出を受ける者（以下「借受者」という。）は、貸出機関から物品を直接受け取ることを原則とする。また、使用後は責任をもって速やかに貸出機関へ返却するものとする。貸出及び返却は平日8時30分から17時までの間に行う。
- (4) 貸出機関は借受者に対してライフジャケットの使用について説明を行うものとする。

6. 貸出期間

貸出期間は原則として1週間以内とする。

7. 貸出料

貸出料は、無料とする。

8. 損害賠償

借受者の故意又は不注意等により物品を破損・汚損した場合は、借受者は修繕費用等を負担するものとする。

9. 貸出機関等の責任

物品の使用により借受者が受けた被害、または借受者が第三者に与えた損害に対して、貸出機関は一切その責任を負わない。

10. その他

(1) 借受者は、物品の使用について、申請書裏面の「遵守事項」により取り扱わなければならない。

(2) その他の事項については、貸出機関と協議すること。

11. 施行期間

この要領は令和4年10月8日から施行する。

この要領は令和6年4月26日から施行する。

この要領は令和7年5月1日から施行する。